

## 国民健康保険に加入するとき・やめるときは届出が必要です

職場の健康保険に加入している方とその扶養家族、後期高齢者医療制度に該当される方などを除いて、他の健康保険に加入していない人は、全て国民健康保険に加入しなければなりません。

### ■届出が必要な場合

- ◎職場の健康保険をやめたり加入したとき
- ◎住所や氏名、世帯主が変わったとき
- ◎出生、死亡したとき

### ■14日以内に届出を

加入の届出が遅れると、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。また、国民健康保険税をさかのぼって納めることになりますので、早めに手続きをしましょう。

※加入・脱退の届出に必要な書類等がありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 会社を退職したときは国民年金の加入届が必要です

国民年金は、全ての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。年を取ったときや、生活の安定を損なうような「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

会社を退職したときは、届出が必要となりますので、保険年金課までお立ち寄りください。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

## YouTube「阿南市公式チャンネル」にご登録ください

YouTube「阿南市公式チャンネル」では、スマートフォンやタブレット、パソコンから阿南市の広報番組や健康体操、野球の練習方法等さまざまな動画をご視聴いただけます。阿南市の魅力が詰まった映像をぜひご覧ください。



「広報あなん動画版～阿南の魅力を再発見～」



「1週間プログラム体幹ストレッチ」



「自宅でできる介護予防体操」

### チャンネル登録方法

- ①「YouTube」の検索画面で「阿南市公式チャンネル」を検索、または右の二次元コードを読み込み阿南市公式チャンネルの画面を表示。



- ②画面上に表示される「チャンネル登録」を押してください。

問い合わせ 秘書広報課 ☎22-1110

# 2021年3月までに マイナンバーカードを申請すると マイナポイントがもらえます!

## 上限5,000円相当

好きなキャッシュレス決済で使える!

付与率25%!

マイナンバーカードを受け取ったら、マイナポイントを申し込みましょう。選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする、2万円の利用で上限5,000円分のポイントがもらえます。3月までにマイナンバーカードを申請した方はマイナポイントをもらうことができます。カード受け取り後、マイナポイントの申し込みを行い、9月までのチャージまたはお買い物が対象です。



マイナンバーカードを持っていると  
とても便利です!!

お得!

マイナンバーカードを利用して  
住民票の写しや印鑑登録証明書  
などがコンビニで取得できる!

全国のコンビニ約55,000店舗のマルチコピー機で取得できます。手数料は窓口より100円安くなります。

利用可能時間 6:30~23:00

※土、日、祝日も含む

※12月29日~1月3日を除く

便利!

2021年3月(予定)から  
マイナンバーカードが  
健康保険証に!

医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります。事前に利用申込が必要です。利用申込は市民生活課でも受け付けています。

## 「2次元コード付きマイナンバーカード交付申請書」を送付中!

マイナンバーカードの普及促進を図るため、「2次元コード付き交付申請書」の送付が開始されています。送付される2次元コードをスマートフォンで読み取ることで、自分で交付申請ができます。また、2次元コード付き交付申請書を市民生活課にお持ちいただくと窓口でも交付申請ができます。紙の申請書と返信用封筒も同封されますので、顔写真を貼付した上で郵送申請も可能です。同封のパンフレットをご覧ください、申請してください。

送付時期 令和2年12月下旬から3月まで順次送付

送付対象者 マイナンバーカード未取得者  
(交付申請を行っていない方)

※75歳以上の方や令和2年中に出生したお子さまなど一部対象外の方もいます。

2次元コード付き  
マイナンバーカード  
交付申請書



予約・問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116



令和3年度



## バス無料乗車券を交付します

高齢者の方が健康で生きがいを持ち、一層の社会参加をしていただけるように、高齢者福祉特定回数乗車券を交付します。

**交付対象** 市内在住の満70歳以上の方で、令和2年度の市民税所得割額が5万円以下の方  
**利用できる交通機関** 徳島バス・徳島バス阿南(循環バスを含む)が運行する市内の全路線

**申請受付開始日** 3月25日(木)

**申請方法** 申請書(介護・ながいき課または各支所・住民センター等に備え付け)を各窓口へ提出してください。

※本人申請の場合、印鑑は不要ですが、代理申請の場合は、本人の印鑑が必要です。

※申請時には令和2年度分の残券等を返還してください。

**乗車券の交付** 申請書を受取後、窓口で交付します。ただし、各支所・住民センター等で受け付けた分は、後日郵送となりますのでご注意ください。

問い合わせ 介護・ながいき課 ☎22-1793

## 登録保健師・看護師・ 栄養士を募集します



保健センター等において、4月からの保健事業に従事する登録保健師・看護師・栄養士を募集します。

**応募資格** 保健師または看護師免許、管理栄養士または栄養士免許を有する方

**応募方法** 登録記入票(保健センター備え付け)に必要事項を記入の上、保健師・看護師・管理栄養士・栄養士の免許証の写しを添付して提出してください。

**募集期間** 3月1日(月)～22日(月) 8:30～17:15  
※面接の上、登録し、事業実施に応じて依頼します。  
※賃金および勤務条件は、職種や内容によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

提出先・問い合わせ 保健センター ☎22-1590  
(宝田町荒井6番地1 阿南健康づくりセンター内)

## 奨学資金貸付申請を受付します

奨学資金(無利子)の貸付を希望される方は、教育総務課へ申請してください。



**受付期間** 4月1日(木)～30日(金)

**申請方法** 申請書(教育総務課備

え付け)を提出してください。申請書は、市ホームページからダウンロードすることもできます。

**貸付要件** 次の要件を全て満たす方

- ▶ 阿南市に1年以上住所を有し、または有していた方で、保護者が阿南市に住所を有する方
- ▶ 修学意欲があり、学校長が推薦する方
- ▶ 経済的理由により就学が困難と認められる方

**貸付金額(月額)**

- ▶ 高等学校(通信課程を除く)・高等専門学校1・2・3年生含む) 1万円以内
- ▶ 高等専門学校(4・5年生)および高等学校専攻科(1・2年生) 3万円以内
- ▶ 大学および専修学校(高等課程および一般課程を除く) 6万円以内

**募集人員**

- ▶ 高等学校(高等専門学校1・2・3年生含む) 5人程度
- ▶ 大学(高等専門学校4・5年生・高等学校専攻科1・2年生含む)および専修学校 12人程度

**その他** 若者の定住促進を目的とし、卒業後、阿南市内に居住している方に対し、居住期間に応じて償還額の一部を減免する制度を設けています。

問い合わせ 教育総務課 ☎22-3299

## 「水道の届け出」について



3月、4月は転入や転出が多い時期です。お早めに届け出をしてください。

**開栓手続き** 転入により、新しく水道をお使いになるとき

**閉栓手続き** 転出により、水道の使用を中止するとき、または長い間水道をお使いにならないとき

**両方の手続き** 市内で転居されたとき

**変更手続き** 水道使用者の氏名、住所などに変更があったとき、または水道使用者の死亡等により変更が生じたとき

※無届けまたは不正に水道を使用している場合は、過料等をいただくこともあります。

※開閉栓の手続きは、インターネットでの手続きもできますので、ぜひご利用ください。

※水道料金の納付は、便利な口座振替をご利用ください。手続きは市内の金融機関でお願いします。

**時間** 水道の開閉栓等の受付時間は、平日8:30～17:15(土、日、祝日および12月29日～1月3日を除く)となっています。

問い合わせ 阿南市水道料金お客様センター(水道課内)  
☎22-0587

## 税理士による無料税務相談の実施について

市役所申告受付会場にて、四国税理士会阿南支部所属の税理士による無料税務相談を実施しますのでご利用ください。

日時 3月1日(月)～5日(金)  
9:00～16:00

場所 市役所1階 多目的スペース



問い合わせ 税務課 ☎22-1114

## 差別落書きを許さない!!

「差別落書き」とは、偏見や差別に基づき、人の心を傷つけたり侮辱したりする言葉等を用いた落書きをいいます。また「差別落書き」を放置することにより、見た人に新たに差別意識を植え付け、差別を助長してしまう恐れがあります。一人ひとりが「差別落書きは悪質かつ卑劣な行為であり絶対に許さない」という認識を持ち、差別につながる行為を行わないこと、見逃さないことが大切です。

### 差別落書きを発見したら

「差別落書き」を発見した場合は、その場で消去せず、すぐに人権教育課または人権・男女参画課にご連絡くださいますようお願いいたします。

問い合わせ 人権教育課 ☎22-3392  
または 人権・男女参画課 ☎22-3094

## 事業仕分けの判定結果に対する市の対応

昨年11月8日に実施した「阿南版事業仕分け」では、5つの事業のうち、1事業が「不要・凍結」、1事業が「国・県・広域で実施」、3事業が「要改善」という判定結果になりました。この判定結果に対する市の対応は、次のとおりとしましたのでお知らせします。

なお、予算に関する見直しについては、令和3年阿南市議会3月定例会において、令和3年度当初予算(案)の承認を経て確定します。また、令和3年度中に見直すこととしたものについては、決定し次第、あらためてお知らせします。

【市の対応】次の2通りとしています。

- ① 令和3年度予算および事業計画に反映させる。
- ② 事業の見直しなどに伴う影響・効果・必要性などを検証するのに時間を要するため、令和3年度中に市の対応を決定する。



事業名	判定結果	市の対応
婚活応援事業	不要・凍結	① 婚活応援事業(補助金)は廃止し、「阿南de愛隊」の活動については、今後協議する。
テレワーク推進事業	国・県・広域で実施	① 女性活躍推進を目的としたテレワーク推進事業(あなんテレワーク推進センター)を廃止する。今後は、県の事業を活用して、テレワークの推進やテレワーカーの養成に取り組む。
長寿者福祉金等支給事業	要改善	② 事業の実施方法や事業規模(一部支給区分廃止を含む)等を検証し、市として一体的に敬老事業を実施できるよう協議する。
阿南市活竹祭開催補助事業	要改善	② 「協賛金の募集」「出店料の見直し」「特産品のインターネット販売」「イベントの動画配信」などについて、関係者と調整・協議する。
科学センター学習事業	要改善	② 無料としていた工作教室の材料代等は、令和3年度から有料化し、財源確保に努める。また、施設改修や企業協賛金の募集および小学生を対象にしたセンター理科学習費の保護者負担等については、今後検討する。

令和2年度阿南版事業仕分けを「You Tube 阿南市公式チャンネル」で配信中▶▶▶

問い合わせ 企画政策課 ☎22-3429



26日は  
風呂の日!  
一般入浴料が  
半額です!

## 球場へ行こう!

JAアグリあなんスタジアムほか

3月の日程

- 敦賀気比高校硬式野球部(福井県)合宿  
3月6日(土)~12日(金)
- 上田西高校硬式野球部(長野県)合宿  
3月15日(月)~18日(木)
- 徳島県中学校軟式野球大会  
南部ブロック予選  
3月20日(祝)、21日(日)、25日(木)、26日(金)
- 和歌山大学硬式野球部合宿  
3月22日(月)~24日(水)
- 第74回徳島県高等学校野球春季大会  
3月27日(土)~31日(水)



問い合わせ 野球のまち推進課 ☎22-1297

### かもだ岬温泉をご利用ください

かもだ岬温泉は県内屈指の天然温泉です。ゆったりとおくつろぎください。

3月の休館日 1日(月)・8日(月)・15日(月)・22日(月)・29日(月)

問い合わせ かもだ岬温泉保養施設 ☎21-3030

## ★光のまち ステーションプラザ

3月の催し

- 展示コーナー 10:00~20:00
  - ※各展示とも展示入れ替えのため、初日は12:00から開始、最終日は15:00までに終了します。
  - 一閑張りとおうちワーク展 2日(火)~14日(日)
  - 卒業制作展 16日(火)~28日(日)
  - 桜咲く。HAPPY SPRING 30日(火)~4月11日(日)
- 体験コーナー
  - ※ゆらゆらバランスとんぼ※  
6日(土) 13:00~ 【申込締切日】5日(金)  
【参加費】500円 【定員】5人 【持参物】なし
  - ※ランチョンマットを作りましたよ※  
13日(土) 13:00~ 【申込締切日】12日(金)  
【参加費】1,300円 【定員】5人 【持参物】なし

☆阿波踊り活竹人形作り体験 常時開催中☆

問い合わせ 光のまちステーションプラザ ☎24-3141

### 室戸阿南海岸国定公園特別地域等で 工作物の新築や木竹の伐採など を行う際は、許可申請等が必要です

室戸阿南海岸国定公園においては、優れた自然風景を保護するため、指定地域内で、工作物の新築や増改築、広告物の設置や土地の形状変更等の開発行為が規制されています。開発行為を行う場合は、公園計画の保護計画によって定められる地域地区により自然公園法に基づく許可申請等の手続きが必要となります。また、木竹を伐採する際にも同様に許可申請が必要となります。許可を受けずに、木竹の伐採等を行うと、違法となりますので、許可申請を必ず行ってください。

**申請が必要な区域** 室戸阿南海岸国定公園の特別地域、特別保護地区

**申請が必要となる行為** 木竹の伐採、工作物の新築や増改築、広告物の設置など

申請先・問い合わせ 徳島県南部総合県民局  
保健福祉環境部 ☎28-9864

また、「国定公園普通地域」での工作物の新築や増改築などを行う場合は、市役所への「届出」が必要となります。

問い合わせ 商工観光労政課 ☎22-3290

### 勤労女性センター

## 令和3年度 教養講座 受講生募集の ご案内

**受講料** 年間1,000円  
※教材費、実習費等が別途必要です。

**申込期間** 3月1日(月)~  
※定員になり次第締め切ります。

教室名	講師	開講日	内容等
編み物	古岡 友子	毎月 第1・第3金曜日 9:30~12:00	初心者の方も手作りのセーターなどに挑戦してみませんか。
		毎月 4回(月曜日) 13:00~16:00	
三味線	佐野 接子	毎月 4回(月曜日) 19:00~21:30	初心者の方、挑戦してみませんか。お子さまも歓迎します。
		毎月 4回(金曜日) 18:00~21:30	
		毎月 第4月曜日 9:30~12:00 (12月は休み)	
草木染め	岡本多恵子	毎月 第4月曜日 9:30~12:00 (12月は休み)	草木や藍で自然の色を染め、座布団やクッション、スカーフ、バッグを作ります。初心者の方も歓迎します。
いけばな (華道)	米田 久甫 (久子)	毎月 第1木曜日 18:00~21:00	四季の花を楽しく生ける体験をしてみませんか。初心者の方やお子さま、親子ペアも歓迎します。

※新型コロナウイルス感染予防のため、受付時の検温、手指消毒、マスク着用等のご協力をお願いします。

申し込み・問い合わせ 勤労女性センター ☎44-5611

# 軽自動車税種別割のお知らせ

## 軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等の手続きについて

★軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等の登録・変更・抹消手続きはお済みですか。

「廃車した、引越して住所が変わった、他の人に譲った」などの場合は抹消・変更手続きが必要です。

★軽自動車税種別割は4月1日現在の所有(使用)者に課税されます。4月2日以降に廃車されても税金はお返しできません。

★乗用装置のあるトラクタ・コンバインなどの農耕作業用車両およびフォークリフト等の小型特殊自動車は、公道走行の有無や新車・中古車にかかわらず、軽自動車税種別割の課税対象となります。

※所有する車両について、ナンバープレートの取得がお済みでない方は、登録手続きにお越しください。

車種区分	届出先	届出に必要なもの	
原動機付自転車 (総排気量 125cc 以下) 小型特殊自動車	阿南市または 新住所地の市区町村役場	登録	・車台番号の確認できる資料 (廃車証明書、車台番号の石ずり等) ・販売証明書または譲渡証明書 ・所有者(使用者)の印鑑
		廃車	・ナンバープレート ・所有者(使用者)の印鑑
三輪・四輪の軽自動車	新住所地の軽自動車協会 ※県内は徳島県軽自動車協会 ☎ 088-641-2010	左記の軽自動車協会へお問い合わせください。	
軽二輪 (総排気量 125cc 超 250cc 以下) 二輪の小型自動車 (総排気量 250cc 超)	新住所地の運輸事務所 ※県内は徳島運輸支局 ☎ 050-5540-2074	左記の運輸事務所へお問い合わせください。	

### 軽自動車税種別割の税額について

軽自動車等の種類、排気量、初回新規登録年月日、経過年数、燃費性能などにより定められています。

●平成20年3月以前に初度検査を受けた三輪・四輪の軽自動車は、令和3年度より重課課税の対象となります。(自動車検査証に記載している初度検査年月日にご留意ください。)

注意 天然ガス車、電気自動車、ガソリンハイブリッド軽自動車および被けん引車等、一部対象外となる車両があります。

●平成27年4月1日以降に新車登録した三輪・四輪の軽自動車は、平成27年3月31日までに新車登録した車両と税額が異なります。

●環境性能基準対象車両のうち、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに新車登録された車両は、令和3年度のみグリーン化特例による税額が適用されます。

※詳しい税額等は、市ホームページをご覧ください。

### 軽自動車税種別割の減免について

身体障がい者等が所有する軽自動車について、一定要件を満たしている場合は、1人につき1台に限り減免できます。(普通自動車を所有されている方で、自動車税種別割について減免申請される場合、軽自動車税種別割の減免申請は受付できません。)

※毎年度申請が必要です。(納期限までに窓口もしくは郵送での提出必要)

※障がいの区分・等級、軽自動車税種別割の納税義務者、利用状況等によっては受付できない場合があります。

※申請には、納税義務者の個人番号が必要です。

# 不法投棄はやめましょう!

## ■不法投棄とは

廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や山林、空き地等に捨ててしまうことは犯罪であり、法律で禁止されています。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物を投棄した場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰則に処せられ、またこれを併科されます。

## ■占有者(管理者)の責任

土地の占有者(占有者がいない場合は管理者)の方は、不法投棄されないよう、適切な管理を心掛ける必要があります。不法投棄は犯罪であり、法律で禁止されていますが、投棄した者が見つからなければ、占有者(管理者)の責任によって自ら処分をしなくてはなりません。不法投棄を放置すると、さらなる不法投棄を誘発し、良好な生活環境を阻害する恐れがありますので、土地の占有者(管理者)の方は、日頃から不法投棄への防止策を講じておきましょう。

## ■不法投棄を見つけたら

不法投棄を見つけたら通報をお願いします。不法投棄が行われているところを目撃した場合は、危険を伴う恐れがありますので、直ちに警察に通報してください。

## ■不法投棄防止対策

阿南市ではごみを捨てられにくい環境づくりを支援するため、不法投棄防止看板や犬フン被害防止看板を環境保全課で無料提供しています。また、地域で十分注意を払い、見回りを行うなど、地域全体で「不法投棄を許さないまち」をつくりましょう。



問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

## あき地を適正に管理し 良好な環境を!

快適で住みよい環境保全のため、「阿南市あき地等の環境保持に関する要綱」の規定に基づき、あき地の適正管理をお願いしています。住宅周辺の空き地に雑草が生い茂ると周辺の人々に不快感を与えるばかりでなく、夏季は害虫、冬季は火災の発生原因になります。水稻が始まる時期は、近隣の田んぼにも悪影響を及ぼします。これらを防ぐためにも、あき地の所有者または管理者は、責任をもって適正に土地の管理をしてください。

なお、市では私有地の除草作業は行いませんので所有者等で対応してください。所有者等で除去作業ができない場合には、有料になりますが、専門業者やシルバー人材センター等へ相談し、早めの除草作業を行うようお願いします。また、諸事由により維持管理ができない方については、空き家・空き土地管理サポートセンター等に相談することも可能です。



問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

## 野焼きは法律で 禁止されています!

### 野焼きとは

適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やすことを「野焼き」といいます。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。法律に違反して野焼きを行った場合、罰則として5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。



### 野焼きが与える影響

野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染の原因となります。また周辺住民に対して「洗濯物が干せない」「煙でのどが痛い」などの悪影響を及ぼします。法律により認められている野焼きであっても、苦情が発生しないように風向き、場所等にご配慮ください。

### 野焼き禁止の例外

- ①国または地方公共団体が施設管理を行うために必要な場合
- ②災害の予防、応急対策、復旧のために必要な場合
- ③風俗習慣上・宗教上の行事で行うために必要な場合
- ④農業、林業、漁業でやむを得ず行われる廃棄物の焼却
- ⑤たき火その他日常生活で通常行われる場合で軽微なもの

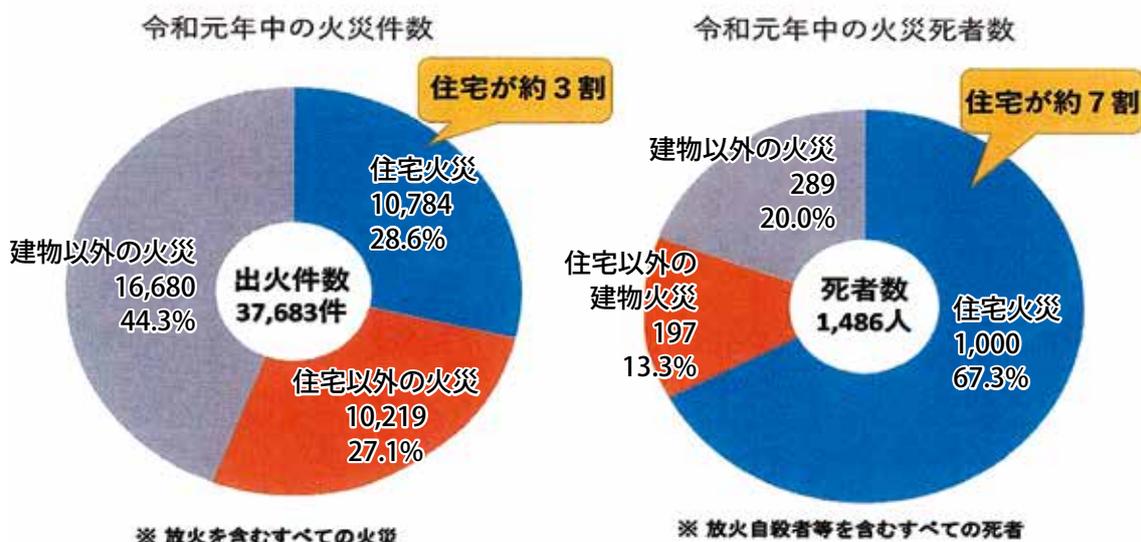
問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

# 春季全国火災予防運動が実施されます

3月1日から7日まで春季全国火災予防運動が実施されます。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

## 火災による死者の約7割は住宅で発生！

令和元年中の住宅火災の件数は、総出火件数の3割ですが、住宅火災による死者数は総死者数の約7割を占めています。



## 住宅用火災警報器の維持管理について

### 定期的な作動確認

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的（※1）に作動確認をしましょう。



作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。（※2）警報器の本体又は電池を交換しましょう。



定期的な作動確認

### 古くなったら交換

火災警報以外の警報が鳴った場合



本体の故障か電池切れです。（※2）警報器本体を交換しましょう。



古くなったら交換

- ※1 住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年とされています。警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的に行ってください。
- ※2 故障か電池切れが分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問合せください。なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

出典:消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)

問い合わせ 消防本部予防課 ☎22-3799